

# 川崎市重度障害者等就労支援特別事業の概要

障害者の雇用を促進するため、雇用施策と福祉施策が連携し、重度障害者等の通勤や職場等における支援を実施します。(令和4年8月1日から開始)

## 1 対象となる方

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている18歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

### (1) 民間企業に雇用されている方

1週間の所定労働時間が10時間以上の方、又は当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できた場合(法人の代表者若しくは役員等、学生、家事使用人又は事業主と同居の親族、就労継続支援A型の利用者は除く。)

### (2) 自営業者等の方

当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれる方(従事する時間が1週間のうち10時間以上であることが基本。公務部門で雇用される方は除く。)

## 2 支援の内容

### (1) 民間企業に雇用されている方

民間企業が重度障害者等を雇用するにあたり、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「J E E D」という。)の障害者雇用納付金制度に基づく助成金(以下「雇用助成金」という。)を活用して職場介助や通勤援助を利用しても、さらに支援を必要とする場合に、障害福祉サービス(重度訪問介護、同行援護又は行動援護)と同等の支援を行います。

支援内容	J E E Dの雇用助成金	本特別事業
職場介助	①PC等の準備や調整等②代読・代筆 ③書類等の整理④業務上の移動や外出の付き添い等	重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等の支援
通勤援助	利用開始後3か月目まで	利用開始後4か月目から

### (2) 自営業者等の方

重度障害者等が自営業者等(個人事業の開業届出若しくは公的機関の届出を行っている者又は法人の代表者等)として働く場合はJ E E Dの雇用助成金の対象とならないため、1か月目から本特別事業単独で支援を行います。

支援内容	J E E Dの雇用助成金	本特別事業
職場介助	(対象外)	重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等の支援
通勤援助		利用開始後から

## 3 サービス提供事業者

サービス提供(ヘルパーの派遣)を行う事業者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行っている指定障害福祉サービス事業者となります。(事業者は利用者において探していただきます。)

## 4 利用時間

(1) 職場等における支援：8時間以内/日 かつ 40時間以内/週

(2) 通勤支援：通勤に要した時間

※ 支援計画書の内容を基に決定された時間となります。

## 5 支給期間

支給決定通知書に記載された支給開始日から直近の7月31日までとなります(更新を希望する場合は事前に申請が必要です。)

裏面に続きます。

## 6 利用者負担額

本事業の利用に要した費用の1割です。

また、利用者負担額の上限額は、既存の重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定時において認定されている額と同額が、これとは別に本事業として設定されます。

対 象	利用者負担上限額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯（所得割 16 万円未満）	9,300 円
市民税課税世帯（所得割 16 万円以上）	37,200 円

## 7 利用の手続き

### (1) 提出書類

ア 申請書

イ 重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し

ウ 支援計画書（民間企業に雇用されている方が申請する場合は、J E E Dの雇用助成金の手続に必要なものとして事前にJ E E Dの確認を受けたもの）

エ 雇用されていることを証する書類の写し（民間企業に雇用されている方が申請する場合）

オ 自営業者等であることを証する書類の写し（自営業者等の方が申請する場合）

カ 同意書（※区役所、川崎障害者就業・生活支援センター等の関係機関に対して、確認のために申請内容を共有する場合があります。）

### (2) 提出先

ア 郵送の場合

送付先住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市健康福祉局障害福祉課 給付担当 宛て

イ 窓口を持参される場合（※事前に持参日時の連絡をください。）

職場の住所：〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階  
川崎市健康福祉局障害福祉課 給付担当

※ 申請書類の受け取りのみとなり、内容確認は改めて行います。

## 8 お問合せ先

### (1) 本特別事業の申請手続に関すること

所 管：川崎市健康福祉局障害福祉課 給付担当

電 話：044-200-2675

F A X：044-200-3932

メール：40syogai@city.kawasaki.jp

### (2) J E E Dの雇用助成金に関すること

所 管：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（J E E D）神奈川支部

電 話：045-360-6010

F A X：045-360-6011